

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年11月まで
② 昭和63年3月

私の申立期間の国民年金保険料が未納となっているものの、義父が私たち夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫も、国民年金と厚生年金保険との記録照合により生じた未納期間（2か所、各1か月）を除き保険料を全て納付している。

申立期間②について、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②の直前において、夫と共にA社B工場に出稼ぎをしており、当該事業所における夫婦の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和63年3月16日と同日であり、厚生年金保険から国民年金への切替えも同日に行っていることが、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により確認できる上、当該国民年金被保険者名簿の同年3月の保険料納付記録欄には、夫婦共に、被保険者資格を再取得したときに使用される㊤の印が押されていることが確認できるところ、申立人の夫の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「昭和47年8月の結婚後に私の夫がC市役所D支所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているも

の、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 48 年 4 月 10 日に申立人の実家である E 町（現在は、F 町）において、旧姓で払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、「申立期間①に係る国民年金保険料は、G 協同組合 D 支店にあった義父名義の預金口座から振り替えされていたはずである。」と主張しているものの、C 市では、「G 協同組合 D 支店における国民年金保険料の口座振替は、平成 8 年度から実施している。」と回答しており、その主張とは相違する。

さらに、申立期間①の直後において、申立人は夫と共に H 社 I 工場に出稼ぎをしており、当該事業所における夫婦の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 49 年 12 月 2 日、資格喪失日は 50 年 4 月 2 日と同日であることがオンライン記録により確認できるところ、申立人の夫の当該期間については、国民年金と厚生年金保険の重複期間が判明し、平成 18 年 2 月 2 日に国民年金保険料が還付されていることは確認できるものの、申立人については、保険料の還付記録も確認できず、申立期間①の保険料を夫婦一緒に納付していたとする形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付したとする義父は既に死亡しており、証言を得ることはできず、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

その上、申立人及び義父が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、国民年金に加入して以来、必ず妻が、妻の保険料と一緒に A 銀行 B 支店で毎月納付していた。私は、昭和 52 年 4 月に会社を辞め、父の後を継ぐために C 県に戻り、当時父が経営していた D 社で働いていた。申立期間当時、E 業は景気が良く、国民年金保険料及び付加保険料は、国民健康保険税等と一緒に全て納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の保険料は、夫婦共に付加保険料を含め全て納付している上、前納期間もあることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「夫と私の保険料は、国民健康保険税等と一緒に A 銀行 B 支店で納付していた。」と供述しているところ、A 銀行 B 支店は昭和 52 年に開設されたと同時に F 市の指定金融機関となっていることが確認できるほか、申立人及び申立人の妻に係る国民健康保険の加入記録については、F 市からの回答により、同年 4 月 1 日に資格取得し、現在に至るまで継続して加入していることが確認できることから、申立人の妻の供述に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、E 業は景気が良かった。生活状況

に特に変化はなかった。」と述べているところ、申立期間当時、E業を経営していた申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年から60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和52年4月に付加年金に任意加入し、平成20年2月に全額免除申請を行うまで、付加記録が継続されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）も存在しないなど、当時の社会保険事務所における記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年5月から60年3月まで

私の国民年金保険料については、国民年金に加入して以来、私が夫の保険料と一緒にA銀行B支店で毎月納付していた。私は、昭和52年4月に夫が会社を辞め、義父の後を継ぐためにC県に戻ることとなり、当時義父が経営していたD社で働いていた。申立期間当時、E業は景気が良く、国民年金保険料及び付加保険料は、国民健康保険税等と一緒に全て納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の保険料は、夫婦共に付加保険料を含め全て納付している上、前納期間もあることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「夫と私の国民年金保険料は、国民健康保険税等と一緒にA銀行B支店で納付していた。」と主張しているところ、A銀行B支店は昭和52年に開設されたと同時にF市の指定金融機関となっていることが確認できるほか、申立人及び申立人の夫に係る国民健康保険の加入記録については、F市からの回答により、同年4月1日に資格取得し、現在に至るまで継続して加入していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、E業は景気が良かった。生活状況に特に変化はなかった。」と述べているところ、申立期間当時、E業を経

営していた申立人の夫の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 52 年 4 月に付加年金に任意加入し、平成 20 年 2 月に全額免除申請を行うまで、付加記録が継続されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）も存在しないなど、当時の社会保険事務所における記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
昭和 39 年 5 月 1 日に結婚のため A 社を退職した。退職時、厚生年金保険の脱退手当金については知らなかったもので、自分で請求したり、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされていない上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付している上、当該事業所を退職後も、厚生年金保険、国民年金に加入し、保険料を全て納付していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 3 月から A 社に B 業務として勤務し、42 年 3 月に出産のため退職した。この間の厚生年金保険の加入について、脱退手当金として支給済みであるとの説明を 60 歳の時、社会保険事務所（当時）から受けていたが納得できずにいた。この度、日本年金機構から脱退手当金に関する照会があったが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 8 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を喪失し脱退手当金の支給記録のある元同僚 5 人のうち、申立人と同時期の昭和 41 年から 44 年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録のある元同僚は 3 人おり、そのうち二人は、資格喪失後の約 4 か月で支給決定されている上、うち一人は、「事務をしていた同僚から退職する際、『いくらでもないが、お金が出るよ。』と言われ喜んだ記憶がある。自分で請求したかどうか分からないが、社会保険事務所に、昔、一度行った記憶があるので受給したかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人は、「脱退手当金を受給した記憶は無い。」と主張しているものの、「A 社を退職した頃、何であったか分からないが、9,000 円

余りをもらったような記憶がある。その頃の給料は8,000円くらいだった。自分が請求してもらえる何かがあるとは知っていた。」とも供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額は 24 万円と記録されているが、実際は 26 万円くらいであったと思う。また、当時は毎年ベースアップもあったので、24 万円の標準報酬月額が 5 年も続くのはおかしいと思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 63 年 10 月から平成 5 年 9 月まで 24 万円となっているものの、実際は、26 万円くらいであったと思う。また、当時は毎年ベースアップもあったので、24 万円の標準報酬月額が 5 年も続くのはおかしいと思う。」と申し立てている。

しかしながら、B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、当該事業所の元経理担当者は、「事業所では、標準報酬月額はきちんと届出をしていた。申立期間当時は賃金台帳を社会保険事務所（当時）に持参して届出をしていたので、誤った届出は無いはずである。定時決定、随時改定もきちんと届出をしていたし、控除する保険料も、届出をした標準報酬月額で計算していた。また、当時の基本給は低かったので、同じ報酬月額が 4 年から 5 年続いてもおかしくはないと思う。」と供述している。

また、申立人は申立期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を所持していない上、A社は、「当時の書類は残っておらず、不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、申立期間当時勤務をしていた元同僚で、証言を得られた5人のうち4人は、「申立期間当時の給与額は、事業所が届け出た標準報酬月額と同程度であった。」と供述している。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

なお、申立人から提出された平成7年3月及び同年4月、8年10月及び同年11月に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 61 年 7 月 30 日まで
A社がB社のC営業所を引き継いで営業することとなり、私は昭和 54 年 4 月から 61 年 8 月頃までA社に勤務した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月 3 日から 61 年 3 月 31 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、申立人が同僚として名前を挙げた当該事業所の元代表取締役は、オンライン記録によると、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、登記簿謄本により、A社は、平成元年 2 月 28 日に解散していることが確認できる上、前述の元代表取締役は既に死亡しており、他のもう一人の元役員は、「私は会社の経営には全然関与していなかったし、非常勤で報酬ももらっていなかった。会社が社会保険に加入していたかは分からない。元監査役も既に死亡している。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の国民健康保険の加入記録について、D町に照会したところ、「申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、61 年 8 月 15 日に喪失している。」と回答している上、公共職業安定所に雇用保険の失業給付に係る基本手当について照会したところ、申立期間のうち、61 年

5月9日から同年7月30日までの期間において、受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月頃から 62 年 6 月頃まで

私は、昭和 61 年 4 月頃から 62 年 6 月頃までの期間、A社が経営するB店に勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の一部加入記録及び元上司の証言から、申立人が申立期間頃、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 6 月までの給与の支払明細書の控えがあり、この期間、在籍していたことは確認できるが、その期間以外については在籍していたかどうか不明である。また、当社では、59 年 9 月 1 日から厚生年金保険に加入しているが、当時の加入している者の名前を見ると、店舗責任者、グループ長等の幹部社員のみ加入させていたようだ。その後、63 年 4 月 1 日から全ての従業員を加入させるようになった。申立期間当時は、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていない。雇用保険のみ加入させていたので、申立人から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出された申立人の 61 年 10 月分、62 年 5 月分及び同年 6 月分の給与の支払明細書を見ると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司は、「私は、A社には昭和 58 年 5 月から勤務したが、厚生年金保険に加入したのは 63 年 4 月 1 日からである。同社では、同年 4 月から全従業員を強制的に加入させるようになったと記憶している。それ以前は、希望者のみを加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の一部期間について国民年金に加入し、国民年金保険料が免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。